令和８年度愛媛地方最低賃金審議会
第３回愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和８年 10 月 19 日（月）午後０時 56 分～午後２時 40 分		
場所	松山若草合同庁舎共用会議室		
出席状況	公益代表委員	出席　３名	定数　３名
	労働者代表委員	出席　３名	定数　３名
	使用者代表委員	出席　３名	定数　３名
主要議題	１　金額審議 ２　その他		

議事要旨

本会議は≪~~公開~~・非公開≫

１　金額審議

第２回専門部会における労使双方の金額提示を受け、部会長から労使委員に対し、更なる歩み寄りを促した。

（１）労働者側の主張（３回目）

2026 年電機連合総合労働条件改善闘争における 300 人未満事業所の 18 歳最低賃金額の昨年比引上げ率 5.85％を参考にして、65 円引き上げた 1,172 円（引上げ率 5.87％）を提示

（２）使用者側の主張（３回目）

春闘の民間主要企業妥結状況の電気機器の賃上げ率 4.8％を参考にして、53 円引き上げた 1,160 円（引上げ率 4.79％）を提示

（３）労働者側の主張（４回目）

結審に向けた歩み寄りとして、現行の特定最低賃金から 62 円引き上げた 1,169 円（引上げ率 5.60％）を提示

（４）使用者側の主張（４回目、最終提示）

結審に向けた歩み寄りとして、現行の特定最低賃金から 56 円引き上げた 1,163 円（引上げ率 5.06％）を提示

（５）労働者側の主張（５回目、最終提示）

結審に向けた歩み寄りとして、現行の特定最低賃金から 60 円引き上げた 1,167 円（引上げ率 5.42％）を提示

（６）公益案の提示

金額の合意に至らなかったので、労使双方からの公益案提示の了解を得たうえで、公益委員の間で、公益案の検討を行い、現行の愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 1,107 円から、58 円引き上げた時間額 1,165 円（引上げ率 5.24％）を公益案として提示した。

（７）採決

公益案について採決した結果、全会一致で結審に至った。

（８）答申

最低賃金審議会令第６条第５項を適用し、本部会の決議をもって愛媛地方最低賃金審議会の決議としたため、愛媛地方最低賃金審議会会長から、愛媛労働局長あての答申文を、部会長から労働基準部長へ手交した。

この結果については、専門部会報告書を作成し、会長あて報告を行うこととした。

２　その他

事務局から、今後の審議日程について説明を行った。　以上